

観光まちづくりに関連する町の事務事業等について (町の歳出の分類結果における財源の構成内訳)

観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方の検討にあたり、町が考える暮らしと観光の対象範囲について、令和6年度第1回検討会議では、令和6年度当初予算をもとに歳出項目の分類や対象範囲の考え方を共有した。今回は、「観光まちづくりの充実・維持に係る対象範囲」における、入湯税やふるさと納税をはじめとする既存財源との関連や新たな財源の検討に向けた課題等を整理するもの。

1 一般財源の内訳

令和6年度当初予算のうち、使い道が決められている特定財源（国県支出金、地方債、負担金等）を除く一般財源について、その内訳と構成割合は次のとおりとなった。

(1) 入湯税【6億8,270万円】

入湯税は、法定目的税であるため、地方税法で次の4項目の費用に充てるように定められており、本町では㊦～㊨の事業等の財源としている。

- ㊦観光の振興（観光施設の整備を含む）
- ㊧環境衛生施設の整備
- ㊨消防施設等の整備
- ㊩鉱泉源の保護管理施設の整備

(2) ふるさと納税【8億4,818千円】

ふるさと納税は、本町では寄附者が使い道を選択できるように、次の6つの分野を設定し、各分野の事業等の財源としている。

- ㊰魅力ある観光地づくり
- ㊱快適で安全、安心な生活環境の確保整備
- ㊲健康で生き生きと暮らすための福祉の充実
- ㊳子育て支援や学校教育の充実
- ㊴自然災害や感染症の流行などに備えるための基金への積立
- ㊵その他（町長にお任せ）

(3) 消費税交付金等【1億6,955万円】

消費税の引上げ分に係る地方消費税交付金は、「社会保障施策に要する経費」に、森林環境譲与税は、「森林整備及びその促進に関する経費」に充てることが定められており、対象となる事業等の財源としている。

(4) 純粋一般財源【64億6,125万円】

一般財源から、(1)～(3)を除いた一般財源のことをいう。

〔令和6年度当初予算における一般財源の使い道の分布と区分ごとの構成割合〕

区 分	一般財源の内訳と区分ごとの構成割合									
	①行政サービス 〔観光振興〕	②行政サービス 〔観光人口等を加味〕	③行政サービス 〔観光客も一定の受益〕	④行政サービス 〔町民対象〕	⑤行政運営					
(1)入湯税	㊦ 32.7%	㊦㊧ 21.7%	—	—	—	—	—	—	—	—
(2)ふるさと納税	㊦㊧ 34.9%	㊦ 5.6%	㊦㊧㊨ 17.6%	㊦㊧㊨㊩ 11.2%	㊦㊧ 2.4%					
(3)消費税交付金等	㊦ 0.7%	—	㊦ 0.4%	㊦ 5.9%	—					
(4)純粋一般財源	31.7%	72.7%	82.0%	82.9%	97.6%					

2 入湯税及びふるさと納税の事業費等への充当の考え方

- ・入湯税は、特定の目的のために使用される目的税であるため、本町では、青枠で示した充当可能範囲（①、②）の事業費（繰出金を含む）及び経常費に充当している。
- ・ふるさと納税は、寄附者が指定した使い道に応じて、令和6年度は、青点線枠で示した充当範囲（①～⑤）の事業費及び経常費に充当している。

〔入湯税及びふるさと納税の対象範囲〕

		入湯税の充当可能範囲			ふるさと納税の充当範囲	
区分		①行政サービス 〔観光振興〕	②行政サービス 〔観光人口等を加味〕	③行政サービス 〔観光客も一定の受益〕	④行政サービス 〔町民対象〕	⑤行政運営
A 事業費	うち繰出金	・観光振興 ・観光施設の整備 ・ハイキングコースの整備 ・水産業、寄木細工振興等	・ごみ処理施設の整備 ・ごみ減量化・再利用推進 ・消防施設の整備 ・消防車両、資器材の整備 ・救急業務高度化	・道路整備 ・防災対策、交通安全 ・森林整備 ・有害鳥獣対策 ・商工振興 ・ジオパーク ・文化財保護（箱根関所等） ・景観、まちづくり	・福祉（社会福祉、老人福祉等） ・地域コミュニティの活性化 ・教育 ・保健衛生	・庁舎の整備等 ・電子計算処理
		・観光振興の経常的経費 ・観光施設の運営経費 ・商工振興の経常的経費	・ごみ処理の経常的経費 ・し尿処理の経常的経費 ・消防救急活動の経常的経費	・道路維持の経常的経費 ・防災対策の経常的経費 ・文化財保護の経常的経費 ・公共施設の運営経費	・国民健康保険の運営 ・介護保険の運営 ・後期高齢者医療の運営 ・福祉の経常的経費 ・教育の経常的経費 ・保健衛生の経常的経費 ・公共施設の運営経費	・議会の経常的経費 ・総務の経常的経費（総務、企画、財政、税政等） ・庁舎の管理経費
B 経常費	うち公債費	・観光施設の整備	・ごみ処理施設の整備 ・消防施設の整備 ・消防車両の購入	・道路の整備 ・公共施設の整備	・公共施設の整備	・庁舎の整備等
		・観光振興の人件費 ・観光施設運営の人件費	・ごみ処理の人件費 ・消防救急業務の人件費	・道路維持の人件費 ・都市計画の人件費 ・公共施設運営の人件費	・福祉の人件費 ・教育の人件費 ・保健衛生の人件費 ・公共施設運営の人件費	・議会の人件費 ・総務の人件費（総務、企画、財政、税政等）
C 人件費						

観光まちづくりの充実・維持に係る対象範囲

入湯税の充当可能範囲

ふるさと納税の充当範囲

- ・歳出の分類表について、一般財源の内訳を種類ごとに色分けし、その金額を記載した結果は、以下のとおりとなった。

〔歳出の分類表における一般財源の内訳〕

入湯税の充当可能範囲：約 11.2 億円

単位：百万円

区分	①行政サービス 「観光振興」	②行政サービス 「観光人口等を加味」	③行政サービス 「観光客も一定の受益」	④行政サービス 「町民対象」	⑤行政運営								
A 事業費	112 223 3	249 123 85	152 3 156	273 11 131	12 54 0								
うち 繰出金	0	225	0	381	0								
B 経常費	97 2 5	402	204	586 36 50	375 29								
うち 公債費	7	176	217	280	185								
C 人件費	191	921	130	901	1,075								
①～③の 純粋一般財源の計 <table><tr><td>A 事業費</td><td>241</td></tr><tr><td>B 経常費</td><td>1,011</td></tr><tr><td>C 人件費</td><td>1,242</td></tr><tr><td>計</td><td>2,494</td></tr></table>						A 事業費	241	B 経常費	1,011	C 人件費	1,242	計	2,494
A 事業費	241												
B 経常費	1,011												
C 人件費	1,242												
計	2,494												

■入湯税 ■ふるさと納税 ■消費税交付金等 □純粋一般財源

3 新たな財源の検討にあたっての課題

- ・入湯税の充当可能範囲の合計額は、約 11.2 億円となっているが、入湯税を約 6.8 億円、ふるさと納税を約 3.5 億円充当すると、対象歳出の残は約 0.9 億円となる。
➡入湯税の超過課税を含む新たな財源の検討にあたっては、重複する入湯税とふるさと納税の使い道に関する整理が必要となる。
- ・観光まちづくりの充実・維持に係る対象範囲（①～③）のうち、入湯税やふるさと納税等を除く純粋一般財源の合計額は、約 24.9 億円となっているが、その内訳の多くは、経常費と人件費が占めている。
➡政策的な経費である事業費のほかにも、経常的な支出である経常費や人件費を財源の使い道とする場合には、観光客の受益と負担の対応関係を明確にする必要がある。
- ・今回の町の歳出の分類結果は、令和6年度当初予算をもとに分類作業を行っているため、今後、財源の内訳が変動する可能性があるとともに、純粋一般財源の約 24.9 億円には、今後新たに見込まれる行政需要（新規及び拡充分）は含まれていない。
➡観光まちづくりの充実・維持に係る対象範囲の純粋一般財源以外にも、観光施策等の充実分を含む財源の検討が必要となる。